

標準文書保存期間基準(中部地方環境事務所 地域脱炭素創生室)

令和7年4月1日

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定 又は改廃及 びその経緯	(1) 立案の検討 ①立案基礎文書（一の項イ） ②立案の検討に関する審議会 等文書（一の項イ） ③立案の検討に関する調査研 究文書（一の項イ） (2) 法律案の 審査 (3) 他の行政 機関への協議 (4) 閣議 (5) 国会審議 (6) 官報公示 その他の公布 (7) 解釈又は 運用の基準の 設定	20年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報 告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状 況調査 ・関係団体・関係者のヒアリン グ ・法制局提出資料 ・審査録 ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対す る回答 ・5点セット（要綱、法律案、 理由、新旧対照条文、参照条 文） ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料 ・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・内閣府意見案 ・同案の閣議請議書 ・官報 ・公布裁可書（御署名原本） ・外国・自治体・民間企業の状 況調査 ・関係団体・関係者のヒアリン グ ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引	移管

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
2	条約その他の 国際約束 の締結及び その経緯	(1) 締結の検討 ①外国（本邦の域外にある国 又は地域をいう。）との交渉 に関する文書及び解釈又は運 用の基準の設定のための決裁 文書（二の項イ及びニ） ②他の行政機関の質問若しく は意見又はこれらに対する回 答に関する文書その他の他の 行政機関への連絡及び当該行 政機関との調整に関する文書 （二の項ロ） ③条約案その他の国際約束の 案の検討に関する調査研究文 書及び解釈又は運用の基準の 設定のための調査研究文書 （二の項ハ及びニ）	30年	・交渉開始の契機 ・交渉方針 ・想定問答 ・逐条解説 ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対す る回答	移管（経済協力関係等で 定型化し、重要性がない ものは除く。）
	(2) 条約案の 審査	条約案その他の国際約束の案 の審査の過程が記録された文 書（二の項ハ）		・外国・自治体・民間企業の状 況調査 ・関係団体・関係者のヒアリン グ ・情報収集・分析 ・法制局提出資料 ・審査録	
	(3) 閣議	閣議を求めるための決裁文書 及び閣議に提出された文書 （二の項ニ）		・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	
	(4) 国会審議	国会審議文書（二の項ニ）	20年 （保存期 間満了時 の措置を 廃棄の措 置と定め た文書 （経済協 力関係等 で定型化 し、重要 性がない もの）に ついては 30年）	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録	
	(5) 締結	条約書、批准書その他これら に類する文書（二の項ホ）		・条約書・署名本書 ・調印書 ・批准・受諾書 ・批准書の寄託に関する文書	
	(6) 官報公示 その他の公布	官報公示に関する文書その他 の公布に関する文書（二の項 ニ）		・官報 ・公布裁可書（御署名原本）	
	(7) (1)から (6)に掲げるも ののほか、条 約その他の国 際約束に係る 重要な経緯	条約その他の国際約束に係る 重要な通知等		・脱退の通知	

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
3	政令の制定 又は改廃及 びその経緯	(1) 立案の検討	20年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	移管
		②立案の検討に関する審議会 等文書（一の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	
		③立案の検討に関する調査研究 文書（一の項イ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	
		(2) 政令案の 審査		・法制局提出資料 ・審査録	
		(3) 意見公募 手続		・政令案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由	
		(4) 他の行政 機関への協議		・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答	
		(5) 閣議		・5点セット（要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・閣議請議書 ・案件表 ・配布資料	
		(6) 官報公示 その他の公布		・官報 ・公布裁可書（御署名原本）	
		(7) 解釈又は 運用の基準の 設定		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	
		②解釈又は運用の基準の設定 のための決裁文書（一の項 チ）		・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引	

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
4	省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	20年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	移管
		①立案基礎文書（一の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言	
		②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	
		③立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）		・省令案・規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由	
		(2) 意見公募手続		・省令案・規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文	
	(3) 制定又は改廃	意見公募手続文書（一の項ハ）		・官報	
		省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書（一の項ホ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	
		官報公示に関する文書（一の項ト）		・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引	
	(5) 解釈又は運用の基準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）			
		②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）			

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯					
5	閣議の決定 又は了解及 びその経緯	(1) 予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯 (2) 決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯 (3) 質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯 (4) 基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（１の項から４の項まで及び５の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。）	20年	・歳入歳出概算 ・予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・概算要求基準等 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料 ・予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・予算参考資料 ・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・調書 ・予備費使用書 ・閣議請議書 ・案件表 ・配布資料 ・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関）（※会計検査院保有のものを除く。） ・決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関） ・法制局提出資料 ・審査録 ・答弁案 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料 ・答弁書 ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・任意パブコメ ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 ・基本方針案 ・基本計画案 ・白書案 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	移管

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
6	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書（六の項イ） ②会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書（六の項イ） ③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書（六の項イ） ④会議の検討のための資料として提出された文書（六の項ロ）及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書 ⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書（六の項ハ） ⑥会議の事務関係	10年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 ・配付資料 ・議事の記録 ・決定・了解文書 ・委員の任免関係 ・開催通知	移管 廃棄
7	省議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	①省議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書（七の項イ） ②省議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書（七の項イ） ③省議に検討のための資料として提出された文書（七の項ロ）及び省議（国務大臣を構成員とする省議に限る。）の議事が記録された文書 ④省議の決定又は了解の内容が記録された文書（七の項ハ）	10年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・配付資料 ・議事の記録 ・決定・了解文書	移管

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯					
8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①申合せに係る案の立案基礎文書（八の項イ） ②申合せに係る案の検討に関する調査研究文書（八の項イ） ③申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書（八の項イ） ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書（八の項ロ） ⑤申合せの内容が記録された文書（八の項ハ）	10年 ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 ・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・申合せ	移管
9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案基礎文書（九の項イ） ②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ） ③立案の検討に関する調査研究文書（九の項イ） ④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書（九の項ロ） ⑤基準を他の行政機関に通知した文書（九の項ハ）	10年 ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・基準案 ・通知	移管
10	地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案基礎文書（九の項イ） ②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ） ③立案の検討に関する調査研究文書（九の項イ） ④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書（九の項ロ） ⑤基準を地方公共団体に通知した文書（九の項ハ）	10年 ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・基準案 ・通知	移管

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
11 個人の権利 義務の得喪 及びその経 緯	(1) 行政手続 法（平成5年 法律第88 号）第2条第 8号ロの審査 基準、同号ハ の処分基準、 同号ニの行政 指導指針及び 同法第6条の 標準的な期間 に関する立案 の検討その他の 重要な経緯	①立案の検討に関する審議会 等文書（十の項） ②立案の検討に関する調査研 究文書（十の項） ③意見公募手続文書（十の 項） ④行政手続法第2条第8号ロ の審査基準、同号ハの処分基 準及び同号ニの行政指導指針 を定めるための決裁文書（十 の項） ⑤行政手続法第6条の標準的 な期間を定めるための決裁文 書（十の項）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報 告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状 況調査 ・関係団体・関係者のヒアリン グ ・審査基準案・処分基準案・行 政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及び その理由 ・審査基準案・処分基準案・行 政指導指針案 ・標準処理期間案	移管
	(2) 行政手続 法第2条第3 号の許認可等 （以下「許認 可等」とい う。）に関す る重要な経緯	許認可等をするための決裁文 書その他許認可等に至る過程 が記録された文書（十一の 項）	10年 （国立公 文書館へ の移管の 措置をと るべきこ とを定め たものに 限る。） 又は許認 可等の効 力が消滅 する日に 係る特定 日以後5 年	・審査案 ・理由	以下について移管（それ 以外は廃棄。以下同 じ。） ・国籍に関するもの
	(3) 行政手続 法第2条第4 号の不利益処 分（以下「不 利益処分」と いう。）に関 する重要な経 緯	不利益処分をするための決裁 文書その他当該処分に至る過 程が記録された文書（十二の 項）	処分がさ れる日に 係る特定 日以後5 年	・処分案 ・理由	廃棄
	(4) 補助金等 （補助金等に 係る予算の執 行の適正化に 関する法律 （昭和30年 法律第179 号）第2条第 1項の補助金 等をいう。以 下同じ。）の 交付に関する 重要な経緯	①交付の要件に関する文書 （十三の項イ） ②交付のための決裁文書その 他交付に至る過程が記録され た文書（十三の項ロ） ③補助事業等実績報告書（十 三の項ハ）	交付に係 る事業が 終了する 日に係る 特定日以 後5年	・交付規則・交付要綱・実施要 領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由 ・実績報告書	以下について移管 ・補助金等の交付の要件 に関する文書

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
	(5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書（十四の項イ） ②審議会等文書（十四の項ロ） ③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十四の項ハ） ④裁決書又は決定書（十四の項ニ）	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	・不服申立書 ・録取書 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見 ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ・裁決・決定書	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の決裁等について年度ごとに取りまとめたもの
	(6) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書（十五の項イ） ②訴訟における主張又は立証に関する文書（十五の項ロ） ③判決書又は和解調書（十五の項ハ）	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 ・和解調書	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
12 法人の権利 義務の得喪 及びその経 緯	(1) 行政手続 法第2条第8 号ロの審査基 準、同号ハの 処分基準、同 号ニの行政指 導指針及び同 法第6条の標 準的な期間に 関する立案の 検討その他の 重要な経緯	①立案の検討に関する審議会 等文書（十の項） ②立案の検討に関する調査研 究文書（十の項） ③意見公募手続文書（十の 項） ④行政手続法第2条第8号ロ の審査基準、同号ハの処分基 準及び同号ニの行政指導指針 を定めるための決裁文書（十 の項） ⑤行政手続法第6条の標準的 な期間を定めるための決裁文 書（十の項）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報 告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状 況調査 ・関係団体・関係者のヒアリン グ ・審査基準案・処分基準案・行 政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及び その理由 ・審査基準案・処分基準案・行 政指導指針案 ・標準処理期間案	移管
	(2) 許認可等 に関する重要 な経緯	許認可等をするための決裁文 書その他許認可等に至る過程 が記録された文書（十一の 項）	10年 （国立公 文書館へ の移管の 措置をと るべきこ とを定め たものに 限る。） 又は許認 可等の効 力が消滅 する日に 係る特定 日以後5 年	・審査案 ・理由	以下について移管 ・運輸、郵便、電気通信 事業その他の特に重要な 公益事業に関するもの ・公益法人等の設立・廃 止、指導・監督等に関する もの
	(3) 不利益処 分に関する重 要な経緯	不利益処分をするための決裁 文書その他当該処分に至る過 程が記録された文書（十二の 項）	処分がさ れる日に 係る特定 日以後5 年	・処分案 ・理由	以下について移管 ・運輸、郵便、電気通信 事業その他の特に重要な 公益事業に関するもの ・公益法人等及び公益信 託に関するもの
	(4) 補助金等 の交付（地方 公共団体に対 する交付を含 む。）に関する 重要な経緯	①交付の要件に関する文書 （十三の項イ） ②交付のための決裁文書その 他交付に至る過程が記録され た文書（十三の項ロ） ③補助事業等実績報告書（十 三の項ハ）	交付に係 る事業が 終了する 日に係る 特定日以 後5年	・交付規則・交付要綱・実施要 領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由 ・実績報告書	以下について移管 ・補助金等の交付の要件 に関する文書 ・補助事業等実績報告書 に関するもの

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
	(5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書（十四の項イ） ②審議会等文書（十四の項ロ） ③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十四の項ハ） ④裁決書又は決定書（十四の項ニ）	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	・不服申立書 ・録取書 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見 ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ・裁決・決定書	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の決裁等について年度ごとに取りまとめたもの
	(6) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書（十五の項イ） ②訴訟における主張又は立証に関する文書（十五の項ロ） ③判決書又は和解調書（十五の項ハ）	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 ・和解調書	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
職員の人事に関する事項					
13 職員の人事 に関する事 項	(1) 人 事 評 価 実施規程の制 定又は変更及 びその経緯	①立案の検討に関する調査研 究文書（十六の項イ）	10年	・外国・自治体・民間企業の状 況調査 ・関係団体・関係者のヒアリン グ	移管
		②制定又は変更のための決裁 文書（十六の項ロ）		・規程案	
		③制定又は変更についての協 議案、回答書その他の内閣総 理大臣との協議に関する文書 （十六の項ハ）		・協議案 ・回答案	
		④軽微な変更についての内閣 総理大臣に対する報告に関す る文書（十六の項ニ）		・報告書	
	(2) 職員の研 修の実施に関 する計画の立 案の検討その 他の職員の研 修に関する重 要な経緯	①計画の立案に関する調査研 究文書（十七の項）	3年	・外国・自治体・民間企業の状 況調査 ・関係団体・関係者のヒアリン グ	廃棄（ただし、閣議等に 関わるものについては移 管）
		②計画を制定又は改廃するた めの決裁文書（十七の項）		・計画案	
		③職員の研修の実施状況が記 録された文書（十七の項）		・実績	
	(3) 職員の兼 業の許可に関 する重要な経 緯	職員の兼業の許可の申請書及 び当該申請に対する許可に関 する文書（十八の項）	3年	・申請書 ・承認書	
	(4) 退職手当 の支給に関す る重要な経緯	退職手当の支給に関する決定 の内容が記録された文書及び 当該決定に至る過程が記録さ れた文書（十九の項）	支給制限 その他の 支給に関 する処分 を行うこ とができ る期間又 は5年の いずれか 長い期間	・調書	
※内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官 房令、人事院規則の規定による。					

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
その他の事項					
14	告示、訓令 及び通達の 制定又は改 廃及びその 経緯	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・告示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・告示案 ・官報	廃棄
	(2) 訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する審議会等文書（二十の項イ） ②立案の検討に関する調査研究文書（二十の項イ） ③意見公募手続文書（二十の項イ） ④制定又は改廃のための決裁文書（二十の項ロ） ⑤官報公示に関する文書（二十の項ハ） ①立案の検討に関する調査研究文書（二十の項イ） ②制定又は改廃のための決裁文書（二十の項ロ）	10年	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案	以下について移管 ・行政文書管理規則その他の重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための決裁文書

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
15 予算及び決算に関する事項	(1) 歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯（5の項(1)及び(4)に掲げるものを除く。）	①歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十一の項イ） ②財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項の予定経費要求書等並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十一の項ロ） ③①及び②に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書（二十一の項ハ） ④歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の配賦に関する文書（二十一の項ニ）	10年	・概算要求の方針 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・概算要求書 ・予定経費要求書 ・継続費要求書 ・繰越明許費要求書 ・国庫債務負担行為要求書 ・予算決算及び会計令第12条の規定に基づく予定経費要求書等の各目明細書 ・行政事業レビュー ・執行状況調査 ・予算の配賦通知	以下について移管 ・財政法第17条第2項の規定による歳入歳出等見積書類の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入歳出等見積書類を含む。） ・財政法第20条第2項の規定による予定経費要求書等の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予定経費要求書等を含む。） ・上記のほか、行政機関における予算に関する重要な経緯が記録された文書

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
		(2) 歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯（5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。）	①歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十二の項イ） ②会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類（二十二の項ロ） ③会計検査院の検査を受けた結果に関する文書（二十二の項ハ） ④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書（二十二の項ニ） ⑤国会における決算の審査に関する文書（二十二の項ホ）	5 年	・歳入及び歳出の決算報告書 ・国の債務に関する計算書 ・継続費決算報告書 ・歳入徴収額計算書 ・支出計算書 ・歳入簿・歳出簿・支払計画差引簿 ・徴収簿 ・支出決定簿 ・支出簿 ・支出負担行為差引簿 ・支出負担行為認証官の帳簿 ・計算書 ・証拠書類 （※会計検査院保有のものを除く。） ・意見又は処置要求 （※会計検査院保有のものを除く。） ・調書 ・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措置	以下について移管 ・財政法第37条第1項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書を含む。） ・財政法第37条第3項の規定による継続費決算報告書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した継続費決算報告書を含む。） ・財政法第35条第2項の規定による予備費に係る調書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予備費に係る調書を含む。） ・上記のほか、行政機関における決算に関する重要な経緯が記録された文書
16	機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する重要な経緯	機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十三の項）	10 年	・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・機構要求書 ・定員要求書 ・定員合理化計画	移管

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
17	独立行政法人等に関する事項	(1) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）その他の法律の規定による中期目標（独立行政法人通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあっては中長期目標、同条第4項に規定する行政執行法人にあっては年度目標。以下この項において同じ。）の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	10年	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・中期目標案 ・中期計画 ・年度計画 ・事業報告書	移管
		(2) 独立行政法人通則法その他の法律の規定による報告及び検査その他の指導監督に関する重要な経緯	5年	・報告 ・検査 ・是正措置の要求 ・是正措置	
18	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	10年	・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・基本計画案 ・通知 ・事後評価の実施計画案 ・通知 ・評価書 ・評価書要旨 ・政策への反映状況案 ・通知	移管

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
19	公共事業の 実施に関する 事項	直轄事業として 実施される公共 事業の事業計画 の立案に関する 検討、関係者との 協議又は調整及 び事業の施工そ の他の重要な経 緯	①立案基礎文書（二十七の項イ） ②立案の検討に関する審議会等文書（二十七の項イ） ③立案の検討に関する調査研究文書（二十七の項イ） ④政策評価法による事前評価に関する文書（二十七の項へ） ⑤公共事業の事業計画及び実施に関する事項についての関係行政機関、地方公共団体その他の関係者との協議又は調整に関する文書（二十七の項ロ） ⑥事業を実施するための決裁文書（二十七の項ハ） ⑦事業の経費積算が記録された文書その他の入札及び契約に関する文書（二十七の項ニ） ⑧工事誌、事業完了報告書その他の事業の施工に関する文書（二十七の項ホ） ⑨政策評価法による事後評価に関する文書（二十七の項へ）	事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間 ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・環境影響評価準備書 ・環境影響評価書 ・事業評価書 ・評価書要旨 ・協議・調整経緯 ・実施案 ・経費積算 ・仕様書 ・業者選定基準 ・入札結果 ・工事誌 ・事業完了報告書 ・工程表 ・工事成績評価書 ・事業評価書 ・評価書要旨	以下について移管 ・総事業費が特に大規模な事業（例：100億円以上）については、事業計画の立案に関する検討、環境影響評価、事業完了報告、評価書その他の重要なもの ・総事業費が大規模な事業（例：10億円以上）については、事業計画の立案に関する検討、環境影響評価、事業完了報告、評価書その他の特に重要なもの ・工事誌
20	栄典又は表彰に関する 事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯（5の項(4)に掲げるものを除く。）	栄典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書（二十八の項）	10年 ・選考基準 ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿	以下について移管 ・栄典制度の創設・改廃に関するもの ・叙位・叙勲・褒章の選考・決定に関するもの ・国民栄誉賞等特に重要な大臣表彰に係るもの ・国外の著名な表彰の授与に関するもの

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1) 国会審議（１の項から２０の項までに掲げるものを除く。）	１０年	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・請願 ・各政党要求資料	以下について移管 ・大臣の演説に関するもの ・会期ごとに作成される想定問答
		(2) 審議会等（１の項から２０の項までに掲げるものを除く。）		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	以下について移管 ・審議会その他の合議制の機関（部会、小委員会等を含む。）及び懇談会等行政運営上の会合に関するもの
		② 審議会等の事務関係		・委員の任免関係 ・開催通知	廃棄

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
22 文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書（三十の項） （１）常時最新のものに変更される文書 （２）長期にわたり利用する可能性がある文書 （３）先例となるログに関する文書	常用（無期限）	・環境省ポータル及び環境省ホームページに掲載されている文書（掲載に使用したデータは除く） ・行政文書ファイル管理簿 ・各主任文書管理者からの文書管理担当者の指定についての報告 ・標準文書保存期間基準（保存期間表） ・補助者任命簿 ・法令、訓令、通知等（決裁等個別の意思決定に係るものは除く） ・法令コンメンタール ・各種データベース ・各種マニュアル、研修資料 ・各省担当者名簿等の名簿 ・身分証明書貸与簿 ・所管法令、訓令、通知等の内容を蓄積したもの ・関係法令、通知一覧（本体のみ集めたもの） ・統計マイクロデータ（調査票情報） ・会議の配席図、案内図等 ・視察やイベントにおける動線	廃棄
		②取得した文書の管理を行うための帳簿（三十一の項）	5 年	・受付簿 ・書留郵便物等接受簿 ・使送簿 ・開示請求受付管理簿 ・不服申立受付管理簿	
		③決裁文書の管理を行うための帳簿（三十二の項）	3 0 年	・決裁簿 ・閣議請議文書原簿 ・省令簿 ・告示簿 ・官報掲載訓令簿 ・一般訓令簿 ・官庁報告簿 ・施行簿	
		④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿（三十三の項）	2 0 年	・移管・廃棄簿	移管
		⑤第 2 2 条第 3 項の規定に基づく廃棄の記録	5 年	・保存期間を 1 年未満とする行政文書ファイル等の廃棄の記録	廃棄
		⑥文書管理担当者の指定のための決裁文書	5 年	・指定についての報告	廃棄
		⑦行政文書の点検・監査に関する通知・結果等	5 年	・実施通知 ・監査担当者の指名 ・点検結果 ・監査結果	
		⑧環境省行政文書管理要領に規定する大臣官房総務課長の指定に関する文書	1 0 年	・協議 ・環境省行政文書管理要領第 2 条第 3 号、第 5 号及び別表第 1 に規定する大臣官房総務課長が指定するものについての決裁文書 ・回答	

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置	
26 統計調査に 関する事項	統計調査に関 する重要な経 緯	①統計の企画立案に関する経 緯が記録された文書	5 年	・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 要領 ・ 承認申請書	以下について移管 ・ 基幹統計調査の企画に 関する文書及び調査報告 書 ・ 一般統計調査の調査報 告書	
		②統計の承認に関する経緯が 記録された文書		調査規則 で定めて いる期間 又は調査 計画に定 める期間		・ 実施案 ・ 事務処理基準 ・ 調査票
		③統計の実施に関する経緯が 記録された文書				
		④調査票（記録媒体を問わず 実査段階において作成・収集 されたもの）				
		⑤統計の集計結果に関する文 書	20 年	・ 調査報告書		
		⑥統計の二次利用のための調 査票情報文書	永年	・ 調査票情報		
		⑦統計の集計結果の正確性の 検証のための文書		・ 集計結果の作成に活用した統 計及び行政記録情報		
27 契約に関す る事項	契約に関する 重要な経緯 （1 の項から 27 の項まで に掲げるもの を除く。）	契約に係る決裁文書及びその 他契約に至る過程が記録され た文書	契約が終 了する日 に係る特 定日以後 5 年	・ 仕様書案 ・ 協議・調整経緯	廃棄	
28 広報に関す る事項	広報	広報に関する文書	3 年	・ 広報資料、報道発表資料 ・ 年次報告書	移管	
29 出張に関す る事項	出張及び旅費 の支給	旅行命令及び旅費の支給に関 する文書	5 年	・ 旅行命令に関する文書 ・ 旅費請求に関する文書 ・ 旅費支払に関する文書	廃棄	
30 環境省の後 援等の名義 の使用に関 する事項	環境省の後援 等の名義の使 用	環境省の後援等の名義の使用 に関する文書	5 年	・ 申請書 ・ 承認に関する文書 ・ 報告書	廃棄	

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
31 情報公開及び個人情報保護に関する事項	(1) 情報公開	開示請求に関する文書	5 年（審査会への諮問に関する文書は 10 年）	・開示請求 ・審査請求 ・審査会への諮問	廃棄
	(2) 個人情報保護	① 個人情報保護に関する文書	常用（無期限）	・個人情報ファイル簿 ・保護管理者等の指定	
			5 年（審査会への諮問に関する文書は 10 年）	・開示請求 ・訂正請求 ・利用停止請求 ・審査請求 ・審査会への諮問 ・監査・点検	
		② 行政機関等匿名加工情報に関する文書	5 年（提案に係る契約を締結する場合は、当該契約が終了する日に係る特定日以後 5 年）	・提案の募集 ・提案書の審査 ・第 3 者意見書提出機会の付与 ・提案に係る契約の締結及び解除	
	(3) 情報公開及び個人情報保護に関する共通事項	① 情報公開及び個人情報保護業務に関する通知等	10 年	・決裁文書 ・事務連絡	
		② 情報公開及び個人情報保護業務に関する作業	5 年	・個人情報ファイル簿の更新に係る作業依頼	
		③ その他情報公開及び個人情報保護業務に関する軽易な記録等	1 年未満	・開示請求書等受渡記録簿	
32 会議に関する事項（前項までに掲げるものを除く）	会議	① 会議に関する文書（全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議等）	5 年	・会議資料 ・出席者名簿	廃棄
		② 軽易な会議に関する文書（総括課長会議、庶務補佐会議等）	1 年未満	・会議資料	
33 他の行政機関等が所管する業務に関する事項（前項までに掲げるものを除く）	他の行政機関等が所管する業務	① 他の行政機関等が所管する業務に関する照会・通知等に関する文書（軽易なものを除く）	5 年（他の行政機関等が定めた保存期間に準じる必要がある場合は、その期間）	・照会・依頼に対する回答 ・通知 ・事務連絡	廃棄
		② 他の行政機関等が所管する業務に関する照会・通知等に関する文書のうち軽易なもの	1 年未満	・引用法令照会 ・照会・依頼に対する回答 ・通知 ・事務連絡	

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
34 署名等がなく 接受・配布・登録を 省略した文書に関する 事項（前項までに掲げ るものを除く）	接受・配布・登録を省略し た文書	接受・配布・登録を省略した 文書	1 年未満		廃棄

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置	
35	複数の民間・金融機関による申合せ及びその経緯	複数の民間・金融機関による申合せに関する資料及びその他の重要な経緯 ①申合せに係る案の立案基礎文書（八の項イ） ②他の民間・金融機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書（八の項ロ）	10年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示 ・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・連携協定書	移管	
36	謝金に関する事項	謝金の支給	謝金の支給に関する文書	5年	・謝金支払に関する文書	廃棄

備考

一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

1 立案基礎文書 立案の基礎となった国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定又は条約その他の国際約束が記録された文書

2 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合（この表において「審議会等」という。）に検討のための資料として提出された文書及びその他審議会等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書

3 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書

4 決裁文書 行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書

5 意見公募手続文書 意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書

6 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答が記録された文書その他の当該協議に関する文書

7 国会審議文書 国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、国会において想定される質問に対する回答に関する文書その他の国会審議に関する文書

8 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。） 閣僚委員会、副大臣会議その他の二以上の行政機関の大臣等（国務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。）で構成される会議

9 省議（これに準ずるものを含む。） 省議、政務三役会議その他の一の行政機関の大臣等で構成される会議

10 特定日 第14条第12項（施行令第8条第9項）の保存期間が確定することとなる日（19の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日）の属する年度の翌年度の4月1日（当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日）

二 組織の新設・改正・廃止の場合など、所掌業務に変更があった場合には、この保存期間表を速やかに改定する。

三 この保存期間表の改定にあたっては、公文書管理法、行政文書の管理に関するガイドライン及び環境省行政文書管理規則の規定を参酌し、所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間及び保存期間満了時の措置を定めるものとする。

四 東日本大震災に関する行政文書ファイルについては、「東日本大震災に関する行政文書等の扱いについて」（平成24年4月10日府公第86号内閣府大臣官房公文書管理課長）及び「東日本大震災に関する行政文書ファイル等の移管に係る基本的考えについて」（平成24年6月18日内閣府大臣官房公文書管理課・独立行政法人国立公文書館）に基づいて、保存期間満了時の措置等の判断を行うものとし、歴史的緊急事態（新型コロナウイルス感染症対応）に関する行政文書ファイルについてもこれに準じて判断を行うものとする。

五 環境省行政文書管理規則第14条に基づき、この保存期間表を改定した場合は総括文書管理者に報告を行う。また、改定した場合には公表されている保存期間表の更新を行う。

六 内閣官房令・人事院規則等、他府省庁等が別途定める規定（保存期間）が存在する場合は、それぞれの規定（保存期間）に従うものとする。